

○内閣府告示第二百四号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第四十三条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定め、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

平成二十五年八月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

施設の利用区分 派遣 を受け た都道府県 又は市町村の区 域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1 日 に つ き)	そ の 他 の 施 設 (1 日 に つ き)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円